

宇都宮市東浦保育園の
民営化に係る募集要項

令和5年12月

宇 都 宮 市

募集要項目次

第1 民 営 化 の 趣 旨	P 1
第2 民 営 化 の 手 法	P 2
第3 民 営 化 対 象 施 設 の 概 要	P 2
第4 民 営 化 の 時 期	P 2
第5 応 募 に あ た っ て	P 3
第6 応 募 資 格	P 3
第7 応 募 条 件 等	P 4
第8 応 募 手 続	P 10
第9 事 業 予 定 者 の 選 定 等	P 12
第10 保 育 業 務 の 引 き 継 ぎ (共 同 保 育 の 実 施)	P 13
第11 応 募 に あ た っ て の 注 意 事 項	P 13
第12 スケジュール	P 15

添付資料

- 【別紙1】宇都宮市東浦保育園の概要
- 【別紙2】東浦保育園（令和5年4月現在） 全体的な計画
- 【別紙3】審査項目
- 【別紙4】建替工事期間中の敷地について
- 【別紙5】東浦保育園保護者説明会（令和5年11月実施）の意見概要
- 【別紙6】東浦保育園民営化事業者応募申込提出書類一覧

第1 民営化の趣旨

本市におきましては、すべての子育て家庭が必要となる保育サービスを利用できる環境を、より一層充実させ、年間を通した待機児童ゼロを継続的に実現していくため、令和2年3月に「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画（以下、「支援事業計画」という。）」（計画期間 令和2年度から令和6年度）を策定し、この支援事業計画に基づき、様々な子ども・子育て事業に取り組んでいるところであります。

現状、市内の保育ニーズは約12,000人/年で推移しており、このような中、公立保育所につきましては、今後とも、すべての在家庭親子等に対する地域の子育ての相談やコンシェル機能、定数の調整機能などを担ってまいります。支援事業計画において当面存続園[※]に位置付ける「宇都宮市東浦保育園」につきましては、施設の老朽化に加え、引き続き、高い保育ニーズが見込まれる地域にありながら入所率（定数調整機能）の低下が続いていることなどから、現在そして将来の利用者ニーズに答えられる施設となるよう、そのあり方について見直すものであります。

また、働き方の多様化や女性就業率の上昇などの社会環境の変化に伴い、長時間の延長保育や休日保育、一時預かり保育などの特別保育につきましては、ニーズが高まっており、今後の保育所等につきましては、こうしたニーズに適切に対応していく必要があります。

こうしたことから、「宇都宮市東浦保育園」につきましては、中長期的な保育ニーズの動向を踏まえ、現状の課題解決や求められる保育サービスの提供に、柔軟かつ効果的・効率的に対応していくため、本要項に基づき、民営化を実施するものであります。

※ 公立保育所の分類

【基幹園】竹林・石井・北雀宮・西部保育園

→ 公的役割を存続させる園

【当面存続園】大谷・泉が丘・なかよし・ゆずのこ保育園

→ 将来的な廃止又は民営化を前提とし、保育ニーズの動向を見ながら、当面公的役割を存続させる園

【民営化園】松原・東浦保育園

→ 民営化を行うことが決定している園

※ 松原保育園における移管を受ける事業者（以下、「民営化事業者」という。）の募集は既に終了しています。

第2 民営化の手法

1 民営化の形態

民間移管型とします。

※ 民間移管とは、公立保育所の土地、建物を民間に譲渡または貸与し、民設民営により保育所を運営する方式です。

2 財産の取扱い

- 土地については有償譲渡又は有償貸与とします。ただし、民営化後の事業運営の早期安定を図るため、移管後10年間に限り、無償貸与を選択することを可能とします。
- 建物、備品等については無償譲渡（譲与）とします。

第3 民営化対象施設の概要

1 保育所の名称

宇都宮市東浦保育園

2 住所地（位置）

宇都宮市東浦町4番地12

3 定員（現行）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
5名	15名	21名	26名	26名	27名	120名

4 用語の定義

この募集要項における用語の定義は、次のとおりとします。

- ア 宇都宮市東浦保育園については、「現東浦保育園」という。
- イ 民営化後の保育園については、「（仮称）新東浦保育園」という。

5 その他

現東浦保育園の概要については、【別紙1】参照

第4 民営化の時期

令和8年4月1日とします。

第5 応募にあたって

応募にあたっては、国の関係法令・基準・通知や「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の関係条例等に従うとともに、本募集要項（添付資料を含む。）に記載する諸条件を遵守するものとします。

なお、本募集要項に係る定義等については、本市の解釈によるものとします。

第6 応募資格

本事業に応募することができる者は、次のとおりとします。

ア 応募事業者が学校法人または社会福祉法人である場合は、①から⑤までの要件を満たすこと

イ 応募事業者が学校法人または社会福祉法人以外である場合は、①から⑭までの要件を満たすこと

- ① 経営者に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいないこと
- ② 経営者に、児童福祉法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律であって政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいないこと
- ③ 経営者に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者がいないこと
- ④ 経営者に、児童福祉法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者がいないこと
- ⑤ 令和5年（2023年）12月1日現在、宇都宮市内で認可保育所、認定こども園、認可幼稚園又は地域型保育事業所を経営していること
- ⑥ 経営者に、成年被後見人又は被保佐人がいないこと
- ⑦ 経営者に、破産者で復権を得ない者がいないこと
- ⑧ 経営者に、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当している者がいないこと
- ⑨ 法人格を有する者にあつては、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定を受けていないこと
- ⑩ 経営者に、市税等の滞納がある者がいないこと
- ⑪ 応募事業者が行うすべての事業の財務内容について、3年連続して損失を計上していないこと

- ⑫ 事業開始の運営資金として、年間事業費の12分の1以上を自己資金（現有資金及び寄付金）で所有していること
※ 自己資金の原資は、借入金等で賄ってはならない。
- ⑬ 実務を担当する幹部職員（施設長）が、児童福祉事業に対する知識・経験等を有していること又は同等以上の能力を有すると認められること
※ 設置者が法人である場合にあっては、経営者は経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者）のうち法人の代表権を有する者とする。
- ⑭ 事業開始までに新たに社会福祉法人を設立すること

第7 応募条件等

関係法令等に定める基準のほか、次の条件を満たすことが可能な法人とします。

1 保育所運営

- ア 民営化事業者自らが、（仮称）新東浦保育園を運営すること
イ 移管を受けた現東浦保育園の園舎は、保育所運営以外に使用しないこと
ウ 民営化事業者は、10年以上、現在運営している教育・保育施設を廃止しないこと
エ 移管を受けた後、民営化事業者は、現東浦保育園の敷地において10年以上、保育所を運営し、廃止する場合にあっては事前に市の許可を得ること

2 利用定員

- ア （仮称）新東浦保育園の利用定員は、60名とすること
イ 定員構成は変更可能なものとするが、0歳児の利用定員は5名以上とし、かつ
0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児とすること

3 園舎について（別紙4参照）

- ア 移管を受けた後、民営化事業者は、1年以内（令和9年3月31日まで）に現東浦保育園の園舎を除却し、当該敷地において保育所を新築すること。なお、建替工事を実施するにあたっては、以下の点を遵守するものとする。
- 敷地内に仮設園舎を建築するなどし、工事期間中も継続して在園児に保育を提供すること
 - 工事期間中にあっても在園児が屋外活動を行えるよう、工事計画を工夫し活動スペースの段階的な確保に努めるほか、近隣の公園を活用するなど、屋外活動計画を適切に計画し、実施すること。また、工事期間中にあっても保護者が円滑に送迎を行えるよう、送迎用車両のスペースの確保にも努めること
 - 工事計画については、現東浦保育園の在園児と保護者、職員の安全確保に最大限留意するとともに、騒音、振動、粉塵、工事車両の出入りなど周辺生活環境に与える影響の低減に努めること
 - 工事の実施にあたっては、事前に保護者や自治会、近隣住民等に丁寧な説明を行い、意見や質問等があった場合は誠意をもって対応すること

イ 東浦保育園敷地に隣接する、東浦町公民館敷地の一部（別紙4に示す区域B）については、仮設園舎の建築等、園舎の現地建替を行うにあたり必要となる範囲において、建替工事の着工から令和9年3月31日までの期間に限り、使用できるものとする。なお、東浦町公民館敷地の一部を使用するにあたっては、以下の点を遵守するものとする。

- 民営化事業者は、着工までに宇都宮市と使用貸借契約を締結するものとし、使用料については無償とする。
- 民営化事業者は、保育を供する敷地として区域 B を使用することから、民営化事業者の費用負担のもと、区域 B 内のフェンス・土留めの改修など、児童等の安全対策を講じること
- 区域 B 内に配置された物置（2基）については、東浦町自治会の確認のうえ、移設可能なものとする。なお、当該物置は、建替工事の期間中や仮設園舎での保育期間中も、自治会が使用できる状態としておくこと。また、区域 B 内の工作物（ステージ等）については、工事期間中に限り、解体・移設可能なものとする。
- 区域 B の使用中、東浦町自治会が所有する軽トラック車両1台について、東浦保育園敷地の既存駐車スペースを活用し、確保する（日常的に車両の出入りが可能な場所とする）。
- 使用貸借期間の終了後、区域 B は、原状回復（改修したフェンス・土留を除く）の上、宇都宮市に返還すること
- その他、敷地の使用や工事内容等に関し、自治会から意見や質問等があった場合は、誠意をもって対応すること

ウ 建替工事については、国庫補助（就学前教育・保育施設整備交付金）を活用することが可能であることから、補助額については、工事費（設計監理費、建築工事費、設備（備品）費、解体費、仮園舎建築費等とする。基本設計費、外構工事費等は除く。）の3/4の額を見込むこと

また、事業者が補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、市の指導に基づき入札及び契約等を行うこと（入札に指名する業者は、原則、市に登録のある市内業者とすること）

- ※ 補助に係る協議を行う場合は、法人自己資金預金残高証明書（全て同一日付のもの）、寄附予定者の寄附確約書等、資金の裏付けとなる資料を必ず提出すること
- ※ 借入を行う場合、事前に法人を所管する自治体の担当部署に相談を行うこと
- ※ 事業費の積算にあたり、施工業者等からの見積りにより積算する部分については、複数業者から見積りを取得するなど、精度が高い積算となるよう努めること
- ※ その他、国庫補助の活用にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等を遵守すること

4 保育事業等

ア 保育内容の継承

- ・ 次に例示する現東浦保育園の保育内容については、原則5年間、継承すること
- ・ また、現東浦保育園において徴収している保育に係る費用の金額については、(仮称)新東浦保育園においても従来の設定を維持するよう、努めること

(主な保育内容)

- ・ 保育方針，保育計画の実現
- ・ 年齢別保育を基本とした異年齢児交流の実施
- ・ 発達支援児(障がい児)保育の実施 (【別紙2】 全体的な計画を踏まえ、障がいや発達上の課題が見られる子どもに対し、保護者や関係機関との連携を取りながら、良質かつ適切な支援を行うこと)
- ・ 行事(保育参観，夏まつり，運動会 など)の実施
- ・ 地域活動事業(デイサービスとの交流，幼小連携事業 など)の実施
- ・ 保育内容等に対する苦情処理体制の構築，運用

(参考) 現東浦保育園において徴収している保育に係る費用の金額

項目	重要事項説明書の記載額	令和4年度実績額
保育活動費等	概ね1,200円～ 2,000円程度(月額)	0・1歳：1,960円 2～5歳：2,070円
保育教材費等	概ね1,500円～ 3,500円程度(月額)	0・1歳：0円 2歳：720円 3歳：3,350円 4～5歳：3,180円
園外活動費等	概ね1,500円～ 2,000円程度(月額)	0～4歳：0円 5歳：1,050円
児童(3～5歳児)主食費	1,000円程度(月額)	1,000円(月額)
児童(3～5歳児)副食費	4,500円程度(月額)	4,500円(月額)

- ・ 社会情勢の変化などにより民営化後に保育内容を変更する必要がある場合は、変更前に保護者会の同意を得て変更することができるものとする。

※ 保護者会の同意を要する保育内容の変更については、行事内容の変更や保護者に新たな負担を求める場合などを想定

(例)

- ・ 使用済オムツについて保育園での処分から家庭への持ち帰りに変更する場合
- ・ 午睡用布団のリースサービス導入に係る利用料など、これまで徴収していなかった費用について負担を求める場合
- ・ 英語教室や運動教室などの新たな教育・保育サービスの提供や、ICTや写真提供システムなどの新たな園機能の付加に伴い、費用負担を求める場合
- ・ その他、保護者に新たな負担(金銭的負担を含む)を求める場合

イ 開所時間

基本となる開所時間等は、次のとおりとします。

(1) 開所時間

月曜日～日曜日

午前7時00分から午後6時00分までを保育標準時間とし、「工」に定める延長保育を実施すること

(2) 開所日と休所日

休日保育を実施するため、原則、休所日はなし

ウ 給食

- ・ 園舎内で調理を行うこととし、完全給食を可能とすること
- ・ 園外で調理された給食の外部搬入は原則として認めない。

但し、3歳以上の子どもに提供する給食に限り、「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第34条の規定を満たした施設から給食を搬入することは可能とする。

※ 自園内での調理業務を他の事業者へ委託することは可能とする。

エ 新たに実施する事業

- (1) 産休明け乳児保育、一時預かり保育、延長保育（2時間以上）、休日保育を実施すること
- (2) その他、地域の保育ニーズに対応した事業を計画・提案するよう努めること
- (3) 第三者評価制度を定期的実施すること

5 職員構成

（仮称）新東浦保育園に勤務する職員配置については、次の配置基準によること。

ただし、「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において定める職員配置基準に変更があった場合は、それに準じること。

《保育士の配置》

（児童数：保育士数）

0歳児	1歳児※	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
3対1	6対1	6対1	20対1	30対1	30対1

※ 1歳児の配置基準を3対1にするために保育士を追加で配置した場合、その人件費として月額183,500円（令和5年度基準額）の補助を受けることができる。

6 保険の加入

保育中に生じた事故に備え、最低限度として次に掲げる保険に加入すること。

日本スポーツ振興センター災害共済保険、損害賠償保険

7 基本協定及び土地・建物等の契約の締結

移管の条件等を確実に履行するため、市と事業予定者の間で基本協定を締結すること

また、現東浦保育園が立地する土地については、土地売買契約又は土地使用貸借契約を、施設（建物）及び備品等については建物等譲渡契約をそれぞれ締結すること

8 移管後の財産の取り扱い

ア 譲渡財産については、直ちに法人の基本財産に編入すること

イ 譲渡財産については、担保に供さないこと

ウ（仮称）新東浦保育園を廃止する場合にあっては、土地使用貸借契約又は土地賃貸借契約を締結している場合に限り、当該土地の上にある建物及びその他の物件等を撤去のうえ、土地を返還すること

9 保育士等の採用

現東浦保育園に勤務する会計年度任用職員等が、（仮称）新東浦保育園で就労を希望する場合においては、その採用に積極的に努めること

また、採用にあたっては、現東浦保育園における処遇から著しく低下することがないように、努めること。

10 理事会での意思決定について

応募にあたっては、理事会（社会福祉法人を新たに設立しようとする者にあつては、設立準備委員会等）の議決等により、正式な意思決定を経ること

11 運営資金

ア 資金収支（見込）計算書については、応募者の経営方針により計画的な見込みを立て、適正な人員配置、職員採用計画などに基つき作成すること

イ 施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、開所の前年度に初年度の年間事業費の1/2以上に相当する額を確保すること（開所前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を見込むこと）

公定価格試算については、内閣府HP「公定価格の試算ソフト」を活用ください。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

内閣府ホーム⇒内閣府の政策⇒子ども・子育て本部⇒子ども・子育て支援新制度⇒子育て支援事業者の方向け情報

12 連携施設への協力

近隣の地域型保育事業実施事業者から連携施設の設定について協力依頼があった場合は、可能な限り受け入れを行うよう努めること

（連携内容）①保育内容の支援 ②代替保育の提供 ③卒園児の受入

13 その他

- ア 移管にあたって本市と締結する各契約事項（土地使用貸借契約、財産譲渡契約等）について誠実に履行すること。
- イ 移管条件に違反した場合、市はアに定める各契約を解除することができるものとする。
- ウ 無償期間経過後の財産貸付料は、宇都宮市財産管理規則に基づき算定するものとする。
- エ 事業予定者は、本市と合同で当該保育園の保護者説明会を開催すること。
 - ※ 説明会は、事業者決定後速やかに1度、開催するとともに、それ以降についても、民営化事業の進捗に併せて適宜、実施すること。
- オ 事業予定者は、保護者を対象に、現在運営している宇都宮市内の保育園、認定こども園、幼稚園又は地域型保育事業所において施設見学会を開催すること。
- カ 事業予定者は、民営化後、保育内容の継承等が適切になされているかを確認するために市が実施する保護者向け・職員向けアンケート（移管後の1年目、3年目、5年目に実施予定）に最大限、協力しなければならない。
- キ 事業予定者は、保育の質の維持・向上を図る観点から、民営化から5年間の間に、一度以上、第三者評価を受審するとともに、その結果について公表するものとする。

第8 応募手続

1 募集要項等の配付

- ア 期間 令和5年12月4日(月)～令和6年1月24日(水)
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- イ 時間 午前8時30分～午後5時15分
- ウ 場所 宇都宮市 子ども部 保育課(市役所本庁舎2階D9番窓口)
- エ 配布物 募集要項等

※ 募集要項及び申請様式は、市ホームページからダウンロード可能

市ホームページアドレス <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

[TOPページ](#)⇒[産業・ビジネス](#)⇒[社会福祉法人・施設](#)⇒[社会福祉法人・施設及び介護事業所などの事業者向け情報](#)⇒[子どものための施設](#)⇒[宇都宮市東浦保育園民営化事業者の募集について](#)

2 事務説明会・現地見学会の実施について

- ア 日時 【事務説明会】令和5年12月14日(木) 10時00分～ 11時00分
【現地見学会】令和5年12月17日(日) 10時00分～ 11時00分
- イ 場所 【事務説明会】宇都宮市役所14階14A会議室(住所：宇都宮市旭1-1-5)
【現地見学会】宇都宮市東浦保育園(住所：宇都宮市東浦町4-12)

※ 説明会・現地説明会に出席を希望される場合は、12月11日(月)までに別添の出席連絡票をFAX又は電子メールにより子ども部保育課まで送付してください。

- ウ 連絡先 <F A X> 028-638-8941
<電子メール> u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

3 募集要項に関する質問等の受付

本募集要項に関する質問は、必ず応募者が、別紙の質問書に質問内容を簡潔にまとめて記入の上、FAX又は電子メールにより、下記担当課まで送付してください。

回答については、後日、FAX又は電子メールにより行います。

- ア 受付期間 令和5年12月4日(月)～令和5年12月19日(火)

※ 電子メールの表題は、「東浦保育園民営化事業募集要項について(法人名)」としてください。

※ 質問等に関して応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、市ホームページ上で公表します。

※ 担当者等に対して、自らの応募書類・提案内容の優劣等の確認などの個別相談、本募集要項に記載のある内容以外での審査内容に係る問い合わせなどは、募集の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。

- イ 連絡先 <F A X> 028-638-8941
<電子メール> u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp

4 応募書類の受付

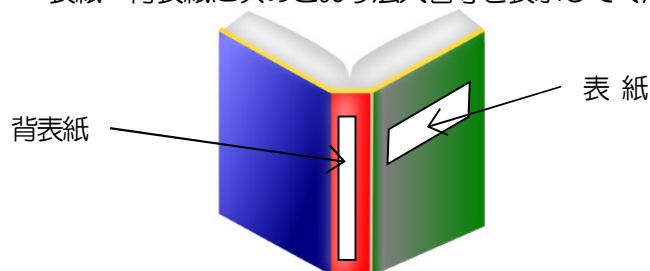
ア 事前相談

- 応募予定者は、応募書類作成等について必ず事前にご相談ください。
- 事前相談の際は、【別紙6】に規定する書類の様式1「応募申込書」及び様式2「事業計画書」に加え、建替後の施設レイアウト案等を持参してください。
- 事前相談で質問が多かった内容等については、事前相談を行った全事業者に情報提供します。
- 事前相談で提出した書類に変更が生じた場合は、「イ 申込受付前」にご連絡ください。
 - (1) 期間 令和5年12月20日(水)～令和6年1月15日(月)
 - (2) 時間 午前8時30分～午後5時15分
 - ※ 1事業者あたり1時間程度を目安とします。
 - ※ 事前にご連絡の上、ご相談ください。
 - (3) 提出場所 宇都宮市 子ども部 保育課(市役所本庁舎2階D9番窓口)
 - (4) 提出部数 1部

イ 申込受付

事前相談を行った応募者は、【別紙6】に規定する書類を提出してください。

- (1) 期間 令和6年1月16日(火)～令和6年1月24日(水)
- (2) 時間 午前8時30分～午後5時15分
 - ※ 申込受付にあたっては、事前にご連絡をお願いします。
- (3) 提出場所 宇都宮市 子ども部 保育課(市役所本庁舎2階D9番窓口)
- (4) 提出部数 11部(正本1部・副本10部) ※副本はコピー可
 - ※ 応募書類は、フラットファイル等で綴り、区分ごとにインデックスを付け、表紙・背表紙に次のとおり法人名等を表示してください。



宇都宮市東浦保育園民営化事業に伴う応募書類(正)〔または(副)〕 ○○○○

- (5) 提出方法 応募書類の提出は、提出期間内に応募者が提出場所へ直接持参することとし、郵送及び電子メールによるものは受け付けません。

(6) 留意点

- 事前相談を行っていない事業者は、申込受付はできません。応募する事業者は、必ず事前相談を行ってください。
- 様式1及び様式2について、事前相談に提出した内容が申込受付時に変更となる場合には、別途ご相談ください。
- 応募書類の提出は期限を厳守してください（期間外の書類の提出は原則として受けません）。また、書類の不備・不足がないよう十分確認のうえ、提出してください。

第9 事業予定者の選定等

1 事業予定者の選定方法

事業予定者の選定にあたっては、学識経験を有する民間の専門委員が審査を行い、市長が決定します。

2 審査項目

対象となる審査項目については、【別紙3】を参照ください。

また、本事業は現地建替を伴う民営化事業であり、建替工事にあたり、保護者や近隣住民に丁寧に説明を行うとともに、建替期間中も平常時に近い環境で保育を提供していく必要があることから、「3 建築計画等」の⑦、⑧の項目を重点的に評価します。

3 専門委員の審査方法

専門委員の審査方法については、応募者から提出された書類の審査とヒアリングを実施した上で、審査項目を点数化し、市長に具申します。

ヒアリングにあたっては、直接対面方式により専門委員が基本的実施し、110点満点方式により採点を行います。

4 選定結果の通知

選定結果については、令和6年3月に通知する予定です。

5 公表

事業予定者の選定終了後、決定した事業予定者名のほか、審査結果などを速やかに公表します。

第10 保育業務の引き継ぎ（共同保育の実施）

事業予定者については、保育業務の実務引き継ぎに要する職員（職員予定者）を、市が指定する期間（令和8年1月～3月）、当該保育園に派遣し、本市の職員と共同で保育が引き継がれることを互いに確認できるまで実施します。

なお、派遣人数については、施設長及び主任保育士は各1名、保育士等については本市と協議の上定めることとし、派遣に係る人件費等については事業者負担とします。

第11 応募にあたっての注意事項

1 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、対象法人になることができません。

なお、審査の時点で判明した場合は、応募者を審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽又は不正があった場合

イ 応募者及び応募者の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合

ウ その他不正な行為があった場合

2 決定効力の消滅

事業予定者の決定後、令和7年12月市議会定例会において、東浦保育園の民営化に伴う同園の廃止に関する宇都宮市保育所条例の一部改正を提案する予定です。

但し、その提案について議会の議決が得られない場合は、事業予定者の決定効力は消滅します。

3 宇都宮市議会による決定事項

市議会各会派間において、本市の市議会議員本人が社会福祉法人または学校法人の経営に参加する立場にある者（理事長、理事または監事）に就任している場合、当該議員は、下記の条件のもとでは、当該法人が市立保育所の民間移管先として、応募しないように対処するとの決定がなされていますのでご注意ください〔平成18年宮議第416号通知〕。

記

(1) 市立保育所の土地が無償で譲渡または貸与されるとき

(2) 市立保育所の建物等が無償で譲渡または貸与されるとき

4 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

5 提出資料の変更の禁止

提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めません。

6 追加資料の提出等

事業者の選定等にあって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求めることや、聞き取りを行うことがあります。

7 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。

8 個別相談や審査内容に係る問い合わせ等の禁止

応募者及びコンサルタント等の関係者から担当者等に対して自らの応募書類・提案内容の優劣等を質問するなどの個別相談、本募集要項に記載のある内容以外の審査内容に係る問い合わせは、公募の公平性を期すため、審査の事前・事後とも受け付けません。

また、現東浦保育園の職員や保護者会との接触、現地見学会以外での園の立ち入りについては、ご遠慮ください。

9 計画の変更、不履行への対応について

民営化事業者として選定された後の応募計画の変更については、市と協議の上、サービスの向上につながるもの、施設の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ない事情によるものについてのみ認める場合があるものとします。

なお、重要な事項（保育内容、施設長等）の変更については、原則として認めません。

また、市の許可なく計画を変更した場合や、計画の不履行があった場合は、民営化事業者としての決定を取り消す場合があります。

10 入所及び保育料

市の基準により保育を必要とする入所児童の支給認定や利用調整、保育料の設定を行います。

※ 保育を必要とする要件の確認は、市が行います。

なお、保育料については、市が徴収します。

11 （仮称）新東浦保育園の施設名称

（仮称）新東浦保育園の施設名称については、その公益性と中立性を鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう、十分考慮してください。

また、利用者等の混乱を避けるため、市内に既存する施設の名称と類似する名称は避けてください。

12 関係機関への照会等

提出書類等に記載のある個人情報等については、市が本募集要項等に規定する基準の適合を確認するために必要な範囲で関係機関への照会等に使用しますので、ご承知おきください。

第12 スケジュール

次のスケジュールにより、宇都宮市東浦保育園の民営化事業を実施します。

時 期	事 項	備考
令和5年12月 4日 (月)	募集開始	
12月14日 (木)	事務説明会	※1
12月17日 (日)	現地見学会	※1
～12月19日 (火)	募集要項等に関する質問受付	※2
～令和6年1月15日 (月)	事前相談の受付	
～ 1月24日 (水)	応募書類の提出	※3
2月上 旬	1次審査 (資格等審査)	
2月下 旬	2次審査 (専門委員審査)	※4
審査終了後	・審査結果通知・公表 ・民営化に関する(仮)基本協定締結	
4月～	市と事業予定者合同による保護者説明会の開催	
令和7年12月	東浦保育園廃止条例提案	
令和8年 1月～	共同保育の実施 (3か月間)	
2月	園舎建替整備に係る補助協議	
3月	財産譲渡契約等の締結	
4月	・移管を受けた法人による事業開始 ・園舎改築に係る入札・契約・着工 (市からの内示連絡後)	
令和9年 4月	新園舎での事業開始	

※1 事務説明会・現地見学会に参加を希望される法人については、12月11日 (月)までに保育課へご連絡ください。

※2 募集要項等に関する質問は、内容を簡潔にまとめて質問票に記入のうえ、FAX又はEメールにより保育課にご提出ください。後日、回答書を送付します。(電話や口答等での個別対応は、原則行いません。)

なお、質問等で応募資格を有する法人が知る必要性のある内容と判断した場合は、ホームページ等で公表いたします。

※3 「宇都宮市東浦保育園民営化事業」応募申込書等の提出書類については、必ず期限までにご提出ください (期限後の受付はいたしません)。

なお、ご提出に際しては、【別紙6】東浦保育園民営化事業者応募申込提出書類一覧を併せてご持参ください。

※4 ヒアリングの日程については、後日、応募者全員にご通知します。

宇都宮市東浦保育園の民営化に係る
募 集 要 項

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 子ども部 保育課 企画グループ

TEL 028-632-2383 FAX 028-638-8941

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

E-mail: u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp